

令和8年 第7回須賀川市農業委員会総会議事録

令和8年7回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和8年7月3日（金）
- 2 招集通知日 令和8年7月3日（金）
- 3 招集日時 令和8年7月17日（金）午後3時
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室C・D
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 1名（森合重義委員）

- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	小林 一仁	須・浜	有我 康志	西袋	小枝 啓一	西袋	渡邊 久記
稲田	宗像 敏雄	稲田	岩井 芳郎	小塩江	大槻 金市	小塩江	海野 富弘
小塩江	西間木 廣幸	仁井田	島木 登	仁井田	根本 充佳	仁井田	佐藤 和浩
大東	金澤 昭治	大東	安藤 幸雄	大東	加藤 正直	長沼	遠藤 広光
長沼	半澤 修	長沼	森田 正樹	長沼	藤田 良二	岩瀬	矢部 幸雄
岩瀬	中原 利保	岩瀬	相樂 貴行	岩瀬	齊藤 正人		

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 0名

- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	古川 一夫
	農政係 長	佐浦 晶子
	農地係 長	有我 宏和
	主 任	鈴木 貴紀
産業部農政課	主 任	本田 吉昭

10 議 案

議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

議案第 26 号 須賀川農業振興地域整備計画の変更について

議案第 27 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

報告第 21 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 22 号 農地競売に係る農地法第 3 条第 1 項の規定による指令書の交付について

11 その他

12 開 会 （午後 3 時）

13 挨拶 農業委員会 会長 和田 博文

14 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 4 番 塩田静生農業委員と 5 番 五十嵐一農業委員にお願いします。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 （午後 4 時 15 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 8 年 7 月 17 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和 8 年 第 7 回総会

令和 8 年 7 月 1 7 日（金）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第 25 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 佐浦係長 概略説明。農政課 本田主任 説明。

議 長 只今の説明について、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 25 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第 25 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」は計画（案）のとおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第 26 号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。それでは、事務局より説明を求めます。

事 務 局 有我係長 説明。

農政課 本田主任 詳細説明。

議 長 ここで、本件につきましては、7 月 8 日に開催いたしました農地委員会の会議において、議論がなされておりますので、農地委員会委員長から経緯等についての説明をお願いします。

根本農地委員長 今ほど説明がありましたとおり、農業振興地域整備計画の変更について、7 月 8 日に第 2 回農地委員会を開催し、審議したところであります。

内容を審査した結果、本件は要件を満たしており、農地委員会全員で適正と判断いたしました。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第 26 号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 26 号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」は議決し、決定することといたします。

次に、議案第 27 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題とします。それでは、事務局より説明を求めます。

事 務 局 有我係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

遠藤広光推進委員お願いします。

遠藤推進委員 受理番号 38 についてご説明申し上げます。

名城農業委員と譲渡人・譲受人立会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は新規就農で家庭菜園を営むのに適した土地を探していたところであり、価格も双方の話し合いで決めたので許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号 39 を加藤正直推進委員お願いいたします。

加藤推進委員 受理番号 39 についてご説明申し上げます。

7 月 3 日に関根隆二農業委員と借受人立会いのもと現地調査を行いました。

4 月総会では法人として大栗字立縄 149・152・146-1 の 3 筆の借り受けについて許可されておりましたが、今般、更に拡大して耕作できると申請があったものです。4 月に借受していた 3 筆について、法人の休眠届を税務署に提出したことから、改めて個人として貸付人と大栗字立縄 153-1 を加えた 4 筆について賃借権設定の申請があったものです。

借受人は無農薬野菜と古代米づくりに手作業で取り組んでいます。周辺では、管理ができなくなっている農地が多く見受けられるため耕作してもらえるのは良いことと思います。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第 27 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 27 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 有我係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号 10 を宗像推進委員お願いします。

宗像推進委員 受理番号 10 について説明申し上げます。

7 月 8 日、五輪農業委員、岩井推進委員と現地調査を行いました。

譲受人は譲渡人の孫にあたり、譲受人の住宅を建設するために申請があったものです。付近の農地に排水設備等で影響は無い模様であります。申請地に隣接する農地は譲渡人が所有しており、農地の集団性を阻害することはありません。許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

宗像推進委員 受理番号 11 について説明申し上げます。

7 月 8 日、五輪農業委員、岩井推進委員と譲受人で現地調査を行いました。

譲受人と譲渡人は同地区の住人であり、以前より本件について協議をしていたとのことです。申請地は 30 年以上前から耕作されていない状況であります。また、転用に当たっては排水工事を行い、付近の農地に影響が無いようにするとのことです。許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

す。

次に、報告事項に入ります。

報告第 21 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について 2 件です。

報告第 22 号農地競売に係る農地法第 3 条第 1 項の規定による指令書の交付について 1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

事 務 局 有我係長、共通経費の精算分・旅行積立金の返戻について説明。

議 長 他になければ、これにて令和 8 年第 7 回須賀川市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、お疲れ様でした。